

2016年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《13:30～14:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

AはB県が設置運営するB県立大学法学部の学生である。ゼミはC教授が担当する憲法ゼミを履修している。Cゼミの今年度のテーマは、「日本の安全保障と司法審査」である。①9条の歴史的系譜と国連憲章との関係、②9条の成立過程とその後の再軍備にいたる経緯、③冷戦期および冷戦後における米軍、自衛隊の活動と9条との緊張関係、の検討に続いて④警察予備隊違憲訴訟や砂川事件、長沼事件、百里基地事件など9条関係の著名な裁判を順次分析してきた。折しも国会で自衛隊法改正を含む一連の法律案（以下、「安保法制」と称する）が内閣によって提案されたが、それは従来認められていなかった集団的自衛権の行使を可能にするものだったため、国会内外で大きな議論を呼んだ。

安保法制の違憲性についてゼミとして社会的にアピールすべきだと考えたゼミ生は、安保法制反対の集会に参加した。Aは各種の集会で積極的に発言し、その様子はテレビのニュースでも報道された。ゼミ生はそれと並行して「安保法制は憲法違反」と題する学内集会を企画した。そこではC教授による講演だけでなく、安保法制に反対する若手の国会議員の出席・発言も予定されていた。ゼミ生は一般市民にも参加してほしいと考えていたので、Aは担当教員の承認印を得て、300人が入れる大教室の使用願いを大学に提出した。ところが、B県立大学はこの申請を拒否した。今回は、テーマが現在進行形の政治に直接関係し、また、安保法制に反対する立場の明確な国会議員が参加するなど、政治色が強すぎる集会であると判断されたのがその理由である。結局、集会は学内で開くことができず、市中心部の市民ホールを借りて行われた。有料となったためAらは参加者から参加費を徴収して会場費に充てた。Aは、この不許可処分は違憲であるとして国家賠償訴訟を提起した。この事件における憲法上の争点を明らかにしつつ、あなたの見解を述べなさい。

資料 「B県立大学教室使用規則」

第1条 学生が授業外において使用する場合は、本規則を適用する。

第2条 学生は次の集会のために、教室を使用することができる。ただし、政治目的での教室使用は認めない。

- 一 ゼミナール活動、学術研究を目的とする集会
- 二 自治活動を目的とする集会
- 三 各部及びクラブ活動、同好会活動等を目的とする集会

第3条 前条に基づき教室を使用するときは、責任者は所定の様式に従い下記担当教員及び学生課長の承認印を得て、使用願いを3日前までに提出しなければならない

ない。

一 第2条第一号の場合は指導教員

二 第2条第二号の場合は学生指導委員の教員

三 第2条第三号の場合は顧問教員

第4条 教室使用時間は、休日を除き、授業その他に支障のない限り午後7時20分までとする。ただし、特に認めた場合はこの限りではない。

第5条 故意により施設、備品等を破損したときは、実費を徴収する。

第6条 使用者は、次の各号を厳守しなければならない。

一 騒がしくしないこと。

二 使用時間を超えないこと。

三 火気を使用しないこと。

四 施設及び備品の取り扱いを丁寧にすること。

五 使用後は整理し、現状に戻すこと。

以 上

2016年度入試（B日程）憲法 講評

2015憲法B日程論文問題

出題趣旨

学問の自由（23条）と集会の自由（21条）の交錯する領域の自由をどう考えるべきか、学生のゼミ活動も23条の保護範囲内にあるか、保護範囲内だとしてどの程度の強い保護を与えられるべきか、活動内容の政治性をもってゼミ活動を制限する正当化理由になるかを問うている。抽象的には憲法などの学問・研究から政治を切り離すことができるかということが問われている。

施設管理という面から見た場合は、学生主体のゼミ活動は大学施設の目的内使用（本来的使用）かそれとも目的外使用かということが問われている。これについては呉市教研集会事件の最高裁判決が参考になる。

講評

・憲法上何が問題となるのかを確認あるいは認識せず論述する答案がいくつかあった。とくに学生のゼミとその延長線上にあるゼミ活動の位置づけに留意して展開している解答は少なかった。

・集会の自由一般の問題ではなく、組織体としての大学の自主性と学生の勉学活動の自主性が交錯する問題であるが、この点について掘り下げた検討はあまり見られなかった。

・総じて、形式的、硬直的な論述に終始するものが多かった。判断の枠組みを明確にし、事案に即して具体的に論じる柔軟な思考力と、それを論理的に展開する表現力、文章力を高める必要性が感じられた。